

令和7年試験

論文式試験問題

民法

注意事項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等，これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては，試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで，配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には，応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等，適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合，直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全2頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全4頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては，ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合，採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は，採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後，目視で受験番号及び氏名を確認し，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後，各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後，直ちに筆記用具を置き，答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
 - ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで，絶対に席を立たないでください。
 - ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は，直ちに挙手し，試験官に申し出てください。
- 試験官に回収されない場合，いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後，持ち帰ることができます。
- なお，中途退室する場合には，持ち出しは認めません。必要な場合は，各自の席に置いておきますので，試験終了後，速やかに取りに来てください。

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和7年論文式民法

(民 法)

(満点 100 点) { 第2問とあわせ
時 間 2時間 }

第 1 問 (50 点)

A は、2015 年 1 月に自己所有の土地及び建物(以下、「本件不動産」という。)の売買契約を B と締結し、同年同月中に代金の支払と引渡しが完了した。以後、B は、本件不動産に居住を開始した。A と B は親戚同士で、所有権移転登記手續については、費用のこともあり当面は行われず、その後も本件不動産は A 名義のままとされていた。

これを前提に、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。なお、**問題 1** , **問題 2** (1)及び **問題 2** (2)は、それぞれ独立した問いである。

問題 1 A は、2024 年 1 月に本件不動産を C に売却し、登記も移転した。この契約に際し、C は投資用物件を探していたところ、遠方に住んでいたため登記を確認したのみで現地を検分していなかった。一方、B は、同年 2 月に本件不動産を息子の D に贈与し、引き渡した。その後、D は、現在(2025 年 8 月)に至るまで本件不動産の占有を継続している。C が D に対して本件不動産の明渡請求をした場合、D は自己の所有権取得を C に対抗しうるか論じなさい。

問題 2 B は、2019 年 4 月に本件不動産を E に贈与し、引き渡した。F は、A・B 間の売買及びその後の B・E 間の贈与について知っていたが、本件不動産の登記名義が依然として A にあることに乗じて、以前から不仲であった E を困らせる目的で、真に自ら使用する予定がないにもかかわらず、A に本件不動産の購入の話を持ちかけた。A は、F の提案に応じ、2021 年 1 月に F に本件不動産を売却し、登記も移転した。

- (1) F が所有権に基づき E に対して本件不動産の明渡請求をした。この場合、E は自己の所有権取得を F に対抗しうるか論じなさい。
- (2) F は、翌月、上記の事情を知らない G に本件不動産を売却し、登記も移転した。その後、2022 年 1 月に G が所有権に基づき E に対して本件不動産の明渡請求をした。この場合、E は自己の所有権取得を G に対抗しうるか論じなさい。

令和 7 年論文式民法

令和7年論文式民法

(民 法)

(満点 100点) { 第1問とあわせ
時 間 2時間 }

第 2 問 (50点)

A工務店は、Bとの間で、AがB所有の建物に冷暖房設備を設置する工事(以下、「本件工事」という。)を行い、その報酬額を500万円とする旨の請負契約(以下、「本件請負契約」という。)を締結した。Aは、本件工事のために、必要な資材をCから買掛で購入した(以下、この購入に係るAの代金支払債務を「本件債務」という。)

これを前提に、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。なお、 **問題 1** 及び **問題 2** は、それぞれ独立した問いである。

問題 1 Aは、本件工事にとりかかり、配管や放熱器等の設置を済ませ、残すは地下室にボイラーと冷却器(以下、「ボイラー等」という。)を据え付けるだけとなった。Bは、地下室に水漏れがあることを理由に、ボイラー等の据付けは、自身が防水工事を行った後にするようAに要請した。しかし、その後、AがBに防水工事をするよう繰り返し要求したにもかかわらず、Bは防水工事を行わず、またボイラー等の据付けを拒み続けた。その後、Bは、より安価に工事を済ませるため、別の業者Dに本件工事を引き継がせて完成させた。

Aは、Bに対して、本件請負契約に基づいて報酬額の500万円を請求した。これに対して、Bは、Aが工事した部分に対してしか報酬を支払わないと反論した。Bの反論を踏まえて、Aの請求が認められるか論じなさい。

問題 2 Aは、本件債務の代物弁済として、E銀行に対して有する預金債権(以下、「本件預金債権」という。)をCに譲渡した(以下、「本件債権譲渡」という。)。Aは、Eに対してその旨を内容証明郵便で通知した。

本件預金債権には、譲渡等の処分ができない旨の特約(以下、「本件譲渡制限特約」という。)が付されていた。Cは、一般に預金債権に譲渡制限特約が付されていることを知っていたが、本件譲渡制限特約の存否につき一切確認することはしなかった。

ところで、Aが国税を滞納していたので、国Fは、本件債権譲渡に係る通知がEに到達した後に、本件預金債権に対して差押えを行い、差押通知書がEに送達された。

その後、Eが本件債権譲渡を承諾したため、Cは、Fに対して本件預金債権は自己に帰属すると主張した。Cの主張が認められるか論じなさい。

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法

令和 7 年論文式民法